

# 福島のおゆき国会日誌

## <予算委員会で3度質問に立つ>

今週は14日、16日午前と午後の3度予算委員会で質疑を行いました。14日は太陽光発電所の規制について、笠間市での乱開発現場の写真を示し、森林法は農林水産省、環境アセス法は環境省と縦割りとなっていて、現行法が太陽光発電所特有の実態に合っていないことを指摘し、省庁横断での制度構築を経済産業大臣に求めました。

16日は国民から信用を得られる原子力政策への転換を迫りましたが、現場感覚のない、将来へ危機感の乏しい官僚的な答弁でした。



選挙区であいさつ回りをしていると、大規模専業農家の担い手が高齢化して、後継者不足が深刻であることを実感します。このままいけば大規模農家からつぶれていき、日本の水田農業の危機、さらには農村の危機、日本の国体の危機であると農林水産大臣に訴えました。残念ながら大臣は文書を読み上げる官僚的な答弁に終始しました。委員会で大臣と直接議論できる機会は貴重です。皆様のご要望やご意見を実現するために頑張ってまいります。

## <事業復活支援制度の修正を実現>

新型コロナウイルス感染症によって売上が減少した中小・小規模事業者、個人事業主に給付される持続化給付金は、個人事業主がコロナ禍後に事業承継する場合は対象とならないという制度上の欠陥がありました。補正予算で新たに始まった事業復活支援金でも、その欠陥は残ったままでした。実際に茨城県内で飲食店を営む知人は、コロナ禍後に先代がお亡くなりになりお店を継いだのですが、継いだ時にはすでに売り上げが減少していたため支援金を受け取ることができませんでした。この話をお聞きし、すぐに事務局や中小企業庁に制度の改善を求めましたが、当時は落選中で力がなく、埒が明きませんでした。国会に戻ってから経済産業省の幹部に強く申し入れたところ再検討いただき、給付対象となるように交付要領が修正されました。「与党でなければ何もできない」とのご意見もありますが、論理的に説明すれば役所も納得させたいうで政策実現できます。こうしたことが実現できるのも国会に送っていただいた皆様のおかげです。



## <会派「有志の会」で法案ヒアリング>

有志の会として「経済安全保障法制に関する提言」と「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特措法改正案」について省庁の担当者からヒアリングを行いました。議員一人ひとりが行う個別レクも重要ですが、会派でのヒアリングは経験と知識豊富な5名から多角的な意見が出され議論が深まります。今後も定期的開催してまいります。

## <ドンドン情報発信していきます！>

YouTube「衆議院議員福島のおゆき」チャンネルや本誌、Facebook、LINE、FAX、メールマガジンでも国会での活動情報を発信しております。



LINEでの受信をご希望の方は左のQRコードを読み込み登録してください

衆議院議員 福島伸享事務所

【国会事務所】〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館419号室

TEL 03-3508-7262 FAX 03-3508-3532 メール h19293@shugiin.go.jp